

薬物乱用防止講師の活用

担当課：健康医療部 薬務課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 平成23・24年度の2か年、府薬剤師会に委託し、中学、高校に配置している学校薬剤師（約600人）を薬物乱用防止教室の講師として養成（目標600人）するとともに、教育資材を作成した。 予算392.8万円×2年</p> <p>2 養成実績769人（平成23年度496人、24年度273人）</p> <p>3 薬物乱用防止教室の開催状況 平成22年度100%、23年度100%、24年度100%</p> <p>学校薬剤師が講師となった回数 平成22年度258回、23年度289回、24年度314回</p> <p>学校薬剤師が講師となった割合 平成22年度19.1%、23年度21.3%、24年度22.9%</p>	<p>1 学校薬剤師が薬物乱用防止教室の講師となった割合が、講師養成前と比較して微増にとどまっており、学校薬剤師が十分に活用されているとは言い難い。</p> <p>2 毎年の活用計画が府教育委員会との間で作成されていない。</p>	<p>1 講師を養成しただけで活用されなければ、有効な公金支出とはいえないことから、今後より一層の活用が必要である。</p> <p>2 健康医療部と府教育委員会との間で計画的な活用方針が作られないまま養成事業が実施され、そのフォローも十分でないのは、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）の視点が不足している。</p>
<b>事務事業を所管する健康医療部の見解</b>		
<p>1 薬物乱用防止教室については、文部科学省スポーツ・青少年局長通知（平成20年9月17日付）及び府の教育委員会の指示事項において、年1回以上開催することとなっている。</p> <p>2 薬物乱用防止教室の開催状況等については、次のとおり。 (1) 対象については、学校の実情に応じて、全校生徒や決まった学年など様々であり、また、開催回数についても、卒業までに1回開催や学年ごとに開催など様々。 (2) 概ね1時間程度で、内容は薬物乱用防止に関する全般（乱用の危険性など）である。 (3) 講師は、学校の実情によって異なるが、主に学校薬剤師、警察職員、学校教員、保健所職員等である。</p> <p>3 少年の薬物事犯検挙状況 大麻：平成20年27人、21年40人、22年42人、23年9人 覚醒剤：平成20年25人、21年34人、22年36人、23年26人</p>		<p>1 薬物乱用防止教室を支援していくため、2年間で学校薬剤師769名を薬物乱用防止講師として養成し、薬物乱用防止教室で使用できる教育用資材を作成した。</p> <p>2 薬物乱用防止教室の講師のうち学校薬剤師が講師を実施している割合は、平成23年度で21.3%（養成前年度比2.2ポイント増）、平成24年度で22.9%（養成前年度比3.8ポイント増）となっており、着実に活用が図られている。</p> <p>3 薬物乱用防止講師は、学校の実情に応じて学校が講師を選択することとなっており、これまで教育委員会と養成した学校薬剤師の講師活用について関係機関が集まる連絡会議等を通じて依頼しているところである。</p> <p>4 今後、さらなる養成講師の活用を図っていくため、教育委員会に対して様々な機会を通じて、養成した学校薬剤師の講師活用を依頼するとともに、薬剤師会に対しては、薬物乱用防止教室の講師として活用されるために、養成した講師が積極的に学校に働きかけていくよう依頼していく。</p> <p>5 教育委員会、薬剤師会と連携しながら、活用についての行動計画を策定し、計画的な講師活用に向けた方策を進めていく。</p>

委員意見

平成23・24年度の2か年事業で目標数値を上回る講師人材を養成するとともに教育資材を作成しており、養成した講師人材の活用が図られなければならないことから、早急に教育委員会と連携して、養成した学校薬剤師を薬物乱用防止教室の講師として計画的な活用を図られたい。また、行動計画の策定に当たっては、具体的な数値目標を示すなど実効性のあるものとされたい。

措置の内容

1. 行動計画の策定

平成23・24年度に実施した「薬物乱用防止講師養成事業」をフォローアップし、薬物乱用防止講師として養成した769名をはじめ、学校薬剤師が薬物乱用防止教室の講師として活躍できるよう、教育委員会、薬剤師会と連携し、「学校薬剤師を講師とした薬物乱用防止教室を3年間(平成25～27年度)で900回以上行う」ことを目標とする行動計画を作成して取組を進めている。

薬物乱用防止講師の活用の行動計画

**目 標:** 学校薬剤師を講師とした薬物乱用防止教室を3年間で900回以上行う。

**実施期間:** 平成25年度～平成27年度

**行動内容:**

対象	行動指針	行動内容
教育委員会	教育委員会と連携・協力し、養成した学校薬剤師の講師を積極的に薬物乱用防止教室において活用してもらおうよう会議等を通じ学校・関係者等へ依頼する。	◇府教育委員会 (1) 薬物乱用防止対策関係連絡会議、啓発対策部会で養成講師の活用を依頼 (2) 府立学校で薬物乱用防止教室の担当者(保健主事、養護教諭)会議で養成講師の活用を依頼 (3) 市町村教育委員会の担当指導主事連絡会で養成講師の活用を依頼
		◇府私学課 (1) 薬物乱用防止対策関係連絡会議、啓発対策部会で養成講師の活用を依頼 (2) 校長会、生活指導等会議で養成講師の活用を依頼
		◇大阪市・堺市等教育委員会 (1) 薬物乱用防止対策関係連絡会議、啓発対策部会で養成講師の活用を依頼 (2) 校長会、生活指導等会議で養成講師の活用を依頼
薬剤師会	薬剤師会と連携・協力し、養成した学校薬剤師が薬物乱用防止教室の講師となるよう積極的に学校に対して働きかけていくよう依頼する。	◇大阪府薬剤師会 (1) 薬剤師会と連携し、活用にあたっての問題を明確にするためのアンケートを養成講師に対し実施し、対応策を検討 ◇各学校薬剤師会(大阪府、府立高等、大阪市、堺市、私学) (2) 府薬剤師会、各学校薬剤師部会に対して養成講師に学校への働きかけを依頼 ◇養成講師 (3) 学校薬剤師が集まる会議、研修会等で養成講師に対し、学校への働きかけを依頼

※学校における薬物乱用防止教室の講師の選定は、実情に応じて学校が選択することとなっている。警察職員、学校教員、保健所職員等を講師とすることを抑制するものではないため、学校薬剤師には、学校以外にも、地域等での研修会においても活躍いただくようお願いしていく。

## 2. 養成講師の活用実績

学校での薬物乱用防止教室において学校薬剤師が講師となった実施回数及び実施割合

	22年度（養成前）	23年度	24年度	25年度	26年度	
実施回数	258回	289回	314回	310回	332回	※平成25年度、26年度 実施回数計642回
実施割合	19.1%	21.3%	22.9%	23.5%	25.0%	※平成26年度は、養成前年に比べ5.9ポイント増加した。

## 3. 今後の行動予定

- 引き続き教育委員会と連携し学校関係者が集まる会議等を利用し養成した学校薬剤師の薬物乱用防止教室の講師としての活用を進めていく。
- 府薬剤師会と連携し、今後も継続して学校薬剤師による薬物乱用防止教室開催を推進すべく、事業実施時に作成したテキストを有効利用するなどにより、養成した学校薬剤師及び事業終了後新規に就任した学校薬剤師に対しても継続研修を実施する。